

令和7年1月30日

株式会社東亜産業に対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について

消費者庁は、本日、株式会社東亜産業に対し、同社が供給する「ウイルスシャットアウト」と称する商品に係る表示について、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、課徴金納付命令（別添参照）を発出しました。

1 違反行為者の概要

名 称 株式会社東亜産業（以下「東亜産業」という。）
（法人番号 8180001044475）
所在地 東京都千代田区外神田二丁目5番12号
代表者 代表取締役 深井 昭匡
設立年月 平成8年9月
資本金 9000万円（令和7年1月現在）

2 課徴金納付命令の概要

(1) 課徴金対象行為（違反行為）に係る商品

「ウイルスシャットアウト」と称する商品（以下「本件商品」という。）

(2) 課徴金対象行為

ア 表示媒体

- (ア) 自社ウェブサイト
- (イ) 「楽天市場」と称するウェブサイト開設した自社ウェブサイト

イ 課徴金対象行為をした期間

- (ア) 自社ウェブサイト
令和2年2月26日
- (イ) 「楽天市場」と称するウェブサイト開設した自社ウェブサイト
令和2年2月27日

ウ 表示内容（別紙1及び別紙2）

(ア) 自社ウェブサイト

本件商品及びその周囲に浮遊するウイルスや菌のイメージ画像並びに本件商品の容器包装の画像と共に、「緊急ウイルス対策！！」、「流行性ウイルスからあなたを守ります！」、「二酸化塩素配合の除去・除菌成分が周囲に浮遊するウイルスや菌を除去します。」、「この時期・この季節に必携！ウイルスの気になる場所でご使用ください。」、「首にかけるだけで空間の

ウイルスを除去！」等と、**別表1**「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を身につければ、身の回りの空間におけるウイルスや菌を除去又は除菌する効果が得られるかのように示す表示をしていた。

(イ) 「楽天市場」と称するウェブサイト開設した自社ウェブサイト

本件商品から成分が出ているイメージ画像及び本件商品を首にかけた人物の写真と共に、「ウイルス対策 塩素成分で空間の除菌」、「この時期・この季節に必携」及び「幅広く・様々な環境に最適！ 学校 オフィス 病院 電車」等と、**別表2**「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を身につければ、身の回りの空間におけるウイルスや菌を除去又は除菌する効果が得られるかのように示す表示をしていた。

エ 実際

前記ウの表示について、消費者庁は、景品表示法第8条第3項の規定に基づき、東亜産業に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、東亜産業から資料が提出された。しかし、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

なお、前記ウ(ア)の表示について、「※使用環境によって効果が異なります。」と表示していたが、当該表示は、一般消費者が前記ウ(ア)の表示から受ける本件商品の効果に関する認識を打ち消すものではない。

(3) 課徴金対象期間

令和2年2月26日から同年3月10日までの間

(4) 景品表示法第8条第1項ただし書に該当しない理由

東亜産業は、本件商品について、前記(2)ウの表示の裏付けとする根拠資料が客観的に実証された内容のものであること及び表示された効果や性能と根拠資料により実証された内容が適切に対応していることを十分に確認することなく、前記(2)の課徴金対象行為をしていた。

(5) 命令の概要（課徴金の額）

東亜産業は、令和7年9月1日までに、1651万円を支払わなければならない。

【問合せ先】

消費者庁表示対策課

電 話 03（3507）9239

ホームページ <https://www.caa.go.jp/>

表示内容

- ・ 本件商品及びその周囲に浮遊するウイルスや菌のイメージ画像並びに本件商品の容器包装の画像と共に、「緊急ウイルス対策！！」、「流行性ウイルスからあなたを守ります！」、「VIRUS SHUT OUT ウイルスシャットアウト」、「亜塩素酸ナトリウム配合」、「二酸化塩素配合の除去・除菌成分が周囲に浮遊するウイルスや菌を除去します。」、「この時期・この季節に必携！ウイルスの気になる場所でご使用ください。」、「ウイルス除去・除菌」、「首にかけるだけで空間のウイルスを除去！」、「ご使用方法 『ウイルスシャットアウト』 本体を取り出し、付属のネクストラップにつけて首から下げてご使用ください。※開封後はすぐにご使用ください。」及び「<有効期限> 開封後約30日 ※使用環境によって効果が異なります。」

(別紙 1)

表示内容

- ・「ウイルス対策に」、「電車・オフィス・学校・病院・介護施設など、身の回りのウイルスや菌の除去。」、「ウイルス除去・除菌」、「VIRUS SHUT OUT ウイルスシャットアウト」、「亜塩素酸ナトリウム配合」、「首にかけるだけの除菌ブロッカー」、「塩素成分で空間の除菌!」、「この時期・この季節に必携! ウイルスの気になる場所でご使用ください。」、「<有効期限> 開封後約30日(※)」並びに「開封した時から二酸化塩素配合の除去・除菌成分が周囲に浮遊するウイルスや菌を除去します。」と記載された本件商品の容器包装の画像及び本件商品の画像と共に、「亜塩素酸ナトリウム配合」、「首にかけるだけで空間のウイルス除去・除菌」、「半径1mの空間の除菌」、「高い殺菌力と広い抗菌スペクトル」、「首にかけるだけの除菌ブロッカー」及び「ウイルスシャットアウト」
- ・本件商品から成分が出ているイメージの画像及び本件商品を首にかけた人物の写真と共に、「ウイルス対策 塩素成分で空間の除菌」、「この時期・この季節に必携」及び「幅広く・様々な環境に最適! 学校 オフィス 病院 電車」
- ・「亜塩素酸ナトリウム」、「亜塩素酸ナトリウムは高い殺菌力と広い殺菌スペクトルを持つ消毒剤である。ウイルスの構成タンパクを酸化して不活性化することで周囲に浮遊するウイルスや菌を除去します。」及び「ウイルス細菌>>塩素成分でウイルスを酸化する>>ウイルス不活化」
- ・「ウイルス予防」及び「空間除菌」との記載と共に、本件商品を身につけた人物へのウイルスの感染を予防するイメージ画像
- ・「空気の中には、目には見えないウイルスや菌が空間に浮遊していたり、物にくっついたりしています。いつの間にか呼吸と共に吸い込んでしまうこともあるマスクだけじゃ不安では... ウイルスシャットアウトがあれば心強い! 首にかけるだけの除菌ブロッカー」との記載と共に、本件商品及びその周囲に浮遊するウイルスや菌のイメージ画像
- ・本件商品から成分が出ているイメージの画像及び本件商品の容器包装の画像と共に、「強力除菌」、「ウイルス対策」、「除菌効果30日間持続」、「VIRUS SHUT OUT ウイルスシャットアウト」、「●有効範囲の目安として、装着周囲約1m」、「●首下げ装着や掛置きができる『専用ネックストラップ』付属」及び「●電車・オフィス・学校・病院など様々な環境に最適」
- ・本件商品の容器包装の画像及び本件商品の画像と共に、「ウイルスシャットアウト」、「☑小さくて軽く、持ち運びやすい」、「☑首にかけるだけで簡単に除菌できる」及び「☑開封後約30日有効、除菌効果が長時間持続する」

(別紙2)

TOAMIT

緊急 ウイルス対策!!

流行性ウイルスから
あなたを守ります!

VIRUS SHUT OUT

ウイルス
シャット
アウト

ウイルス 除去・除菌

首にかけるだけで
空間のウイルスを除去!

亜塩素酸ナトリウム配合

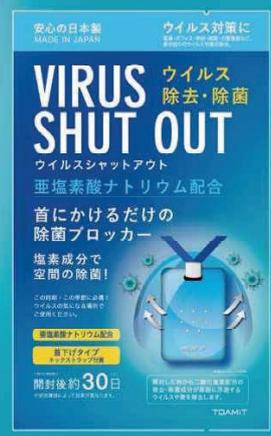
二酸化塩素配合の除去・除菌成分が周囲に浮遊するウイルスや菌を除去します。



この時期・この季節に必携!
ウイルスの気になる場所
でご使用ください。

ご使用方法
「ウイルスシャットアウト」
本体を取り出し、付属の
ネックストラップにつ
けて首から下げてご使用
ください。※開封後はすぐ
にご使用ください。

**首下げタイプ
ネックストラップ付属**



**安心の日本製
MADE IN JAPAN**

〈有効期限〉
開封後約**30日** ※使用環境によって効果が異なります。

〔販売用 パッケージ吊下げタイプ〕
〔アルミ包装袋〕
サイズ: 約W12.6×D20.8cm

※画像はイメージです。一部仕様が変わる場合がございます。

- 〈品名〉 ウイルスシャットアウト [本体1個入り ネックストラップ付属] MADE IN JAPAN
- 〈主な成分〉 二酸化塩素発生剤 (亜塩素酸ナトリウム、天然ゼオライト)
- 〈入数〉 インナー 50個入、アウター 150個入
- 〈本体サイズ〉 (約) W55×H80×D5mm (ストラップ含まず)
- 〈型番〉 TVSO-01
- 〈セット内容〉 本体×1、ネックストラップ×1 (付属品)
- 〈JANコード〉 4562441906380
- 〈有効期限〉 開封後約30日 (使用場所や条件により有効期限が変わる場合があります)



製造販売元: **TOAMIT 株式会社 東亜産業** www.toa-ind.com
〒101-0021 東京都千代田区外神田2-5-12 〈お問合せ先〉 **03-5298-6166**



※こちらは企画資料であり広告ではありません。インターネット等への掲載は行わないでください。

転載禁止 ※こちらは企画資料になります。一部景表法等に低触する可能性がありますので他社への掲載、インターネット等への掲載はご遠慮頂いております。 **転載禁止**



初めてのお買い物の方限定

1,000円OFFクーポン



当店で商品をご購入後、レビューをご記入頂いた方に
とってもキュートな『モバイルスタンド』プレゼント♪

※レビューのご記入が確認できました後、発送させていただきます。
※スマートフォンは付属していません。

商品検索

- カテゴリー
- 生活雑貨
 - スポーツグッズ・アウトドア用品
 - 家電製品
 - ペットグッズ
 - ホビー・玩具
 - 岩崎IWASAKI

営業日カレンダー

2020年2月

日	月	火	水	木	金	土
26	27	28	29	30	31	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29

2020年3月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	1	2	3	4

■ 休業日
■ 受注・お問い合わせ業務のみ
■ 発送業務のみ

年末年始営業のお知らせ
カテゴリー > その他



【翌日出荷】【工場直販】【在庫限り値…】

★★★★★ (12件)

800円 (税込)

送料無料

商品をかごに追加

ご購入手続きへ

お気に入り追加

亜塩素酸ナトリウム配合

首にかけるだけで
空間のウイルス除去・除菌

半径1mの空間の除菌

高い殺菌力と広い抗菌スペクトル

首にかけるだけの除菌ブロッカー



安心の日本製
MADE IN JAPAN

ウイルス対策に
電車・オフィス・学校・病院・介護施設など、
身の回りのウイルスや菌の除去。

VIRUS SHUT OUT

ウイルス除去・除菌

ウイルスシャットアウト

亜塩素酸ナトリウム配合

首にかけるだけの
除菌ブロッカー

塩素成分で
空間の除菌!

この時期・この季節に必携!
ウイルスの気になる場所
でご利用ください。

亜塩素酸ナトリウム配合

首下げタイプ
ネックストラップ付属

（有効期間）
開封後約 **30日**

※使用頻度によっては十分な効果が得られない
場合がございます。

本製品は、人への影響が少なく安心して使用
いただけます。

TOAMIT

TOAMIT



ウイルス対策
塩素成分で
空間の除菌

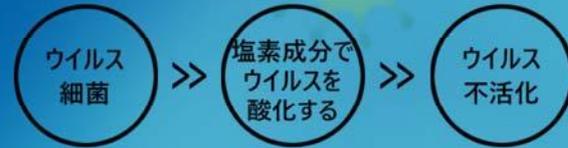


この時期・この季節に必携
幅広く・様々な環境に最適!



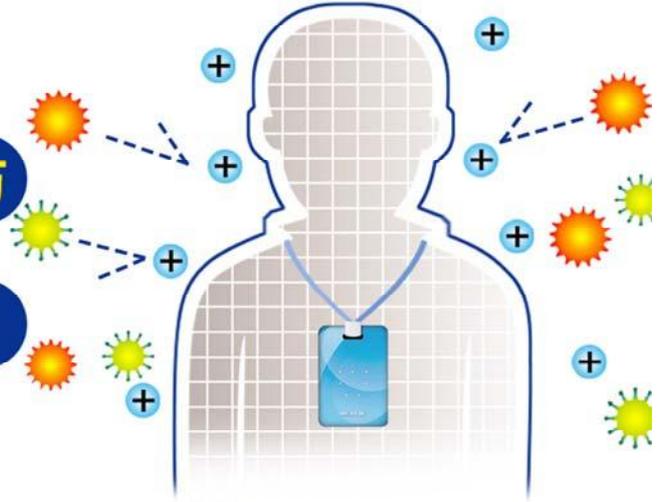
亜塩素酸ナトリウム

亜塩素酸ナトリウムは高い殺菌力と広い殺菌スペクトルを持つ消毒剤である。ウイルスの構成タンパクを酸化して不活性化することで周囲に浮遊するウイルスや菌を除去します。



ウイルス予防

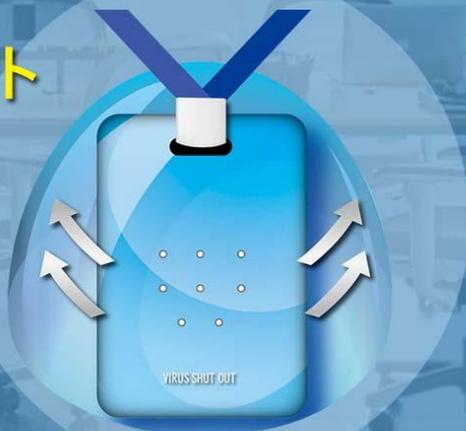
空間除菌



TOAMIT

空気の中には、目には見えないウイルスや菌が空間に浮遊していたり、物にくっいたりしています。いつの間にか呼吸と共に吸い込んでしまうこともあるマスクだけじゃ不安では...

**ウイルスシャットアウト
があれば心強い！
首にかけるだけの
除菌ブロッカー**



VIRUS SHUT OUT

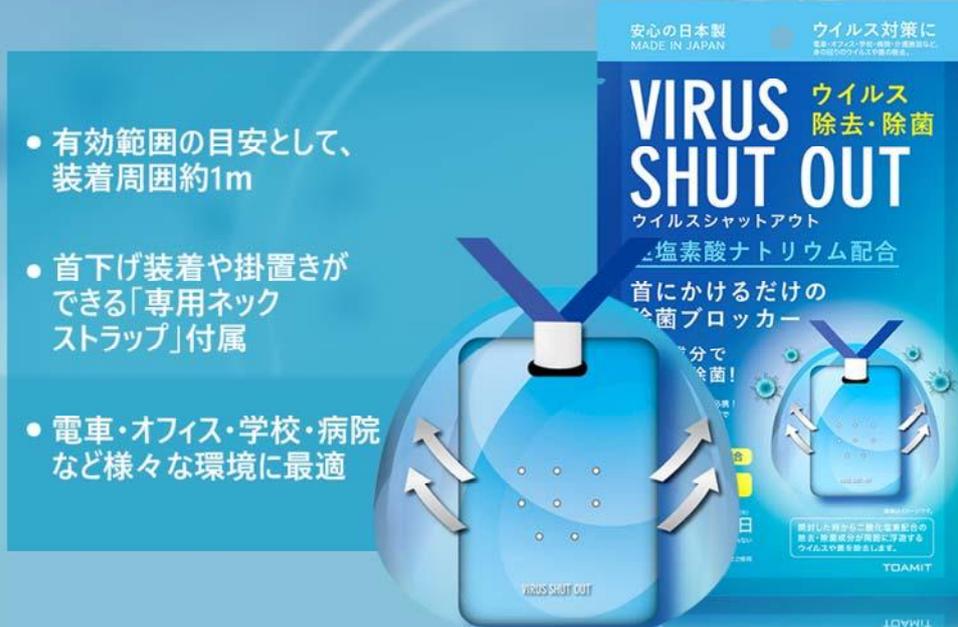
ウイルスシャットアウト

強力
除菌

ウイルス
対策

除菌効果
30日間
持続

- 有効範囲の目安として、装着周囲約1m
- 首下げ装着や掛置きができる「専用ネックストラップ」付属
- 電車・オフィス・学校・病院など様々な環境に最適



TOAMIT ウイルスシャットアウト



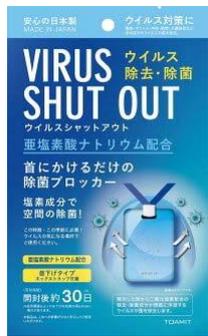
- ✓ 小さくて軽く、持ち運びやすい
- ✓ 首にかけるだけで簡単に除菌できる
- ✓ 開封後約30日有効、除菌効果が長時間持続する

従来の除菌製品



- ✗ 持ち運びが難しい
- ✗ 除菌スプレーのかけすぎで洋服の色が変わってしまう
- ✗ 除菌や消臭効果の保持期間が短い





ス除去

価格800円 (税込)

8ポイント(1倍) 内訳を見る

送料無料 東京都への最安送料 宅配便(ヤマト運輸) すべての配送方法と送料を見る

※ログインすると、登録した都道府県の最安送料が表示されます。 ※最安送料での配送をご希望の場合、注文確認画面にて配送方法の変更が必要な場合があります。 ※離島・一部地域は追加送料がかかる場合があります。

0円で購入可 (楽天カード入会&ポイント利用の場合)

プレミアム・学割 対象

個数 1 商品をかごに追加 ご購入手続きへ

商品レビューを見る (12件)

お気に入り商品 お気に入りショップ

商品についての問い合わせ

レビューを書く

友達にメールですめる

ROOMに投稿する

シェアする 15

いいね!

品名: ウイルスシャットアウト 主な成分: 二酸化塩素発生剤(亜塩素酸ナトリウム、天然ゼオライト) 本体サイズ: (約)H7.2cmxW4.8cmxD0.3cm セット内容: 本体x1、ネックストラップx1(付属品) 有効期限: 開封後約30日(使用場所や条件により有効期限が変わる場合があります) 【売切れ御免! ウイルスシャットアウト生産終了のお知らせ】 生産終了の為、本日より在庫限りの特別特価でご提供となります。是非この機会をお見逃しなく。



この商品を購入された方のレビュー

👤 [すべてのレビューを見る\(12件\)](#)
⇒ [このショップのレビューを見る](#)

総合評価 ★★★★★ 4.18

購入者さん

評価 ★★★★★ 5.00

投稿日: 2020年02月25日

届きました!明日から嫌に持たせようと思います!ありがとうございました!

👤 ビジネス 👤 女性(彼女、妻)へ 🗨️ はじめて

購入者さん

評価 ★★★★★ 5.00

投稿日: 2020年02月24日

ウイルスが流行っている時期なので、効果が楽しみです。

👤 実用品・普段使い 👤 自分用 🗨️ はじめて

購入者さん

評価 ★★★★★ 5.00

投稿日: 2020年02月23日

👍 迅速な出荷大変助かりました

注文してわずか3日で届きました。ウイルスが流行っている時期に大変助かりました。



価格2,700円



価格3,880円



価格2,480円



価格3,880円



価格6,980円



価格2,980円



価格1,980円



価格3,650円

この商品を買った人は、こんな商品にも興味を持っています



【翌日出荷】【工場直販】
【在庫限り値下げ】空間
除菌 ウ...
1,000円
送料込



【翌日出荷】【6本セット】
【工場直販】アルコールハ
ンド...
2,280円
送料込
★★★★★
レビュー(13件)



【翌日出荷】【6個セット】
【工場直販】【在庫限り値
下げ】...
5,880円
送料込



★送料無料・5本セット★
Evita 電子タバコ 使い捨て
兼煙草...
2,480円
送料込
★★★★★
レビュー(3件)

このショップの人気商品ランキング 🏆

2月27日(木)更新 (集計日: 2月20日~2月26日)



1位
800円
送料込
★★★★★
(11件)



2位
5,880円
送料込



3位
1,000円
送料込
★★★★★
(1件)



4位
2,280円
送料込
★★★★★
(13件)



5位
1,150円
送料込

お支払いについて

・詳細情報は会社概要ページをご確認ください。

お支払い方法は、クレジットカード、銀行振込、Apple Pay、セ
ンダイレン(前払)、ローソン、郵便局ATM等(前払)がご利用
いただけます。

※クレジットカードのセキュリティはSSLというシステムを利用
しております。カード番号は暗号化されて安全に送信されま
すので、どうぞご安心ください。



配送について

【商品発送のタイミング】

特にご指定がない場合、
前払い決済の場合(例:銀行振込) ⇒ご入金確認後、2営業
日以内に発送いたします。

上記以外の決済の場合(例:クレジットカード) ⇒ご注文確認
後、2営業日以内に発送いたします。

※発送前支払いの場合は、お客様のご入金タイミングによ
り、お届け予定日が前後することがございます。

営業時間帯について

ネットでのご注文は24時間受け付けております。
お電話でのお問合せは下記の時間帯にお願いします。

営業日 10:00-17:00
連絡先 TEL:035-298-6166
E-mail toamit_2@shop.rakuten.co.jp

※休日祝祭日はお休みをいただきます。メールの返信は翌
営業日となりますので、ご了承ください。

プライバシーについて

お客様からいただいた個人情報は商品の発送とご連絡以外
には一切使用致しません。
当社が責任をもって安全に蓄積・保管し、第三者に譲渡・提
供することはありません。



○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（措置命令）

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
 - 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
 - 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
 - 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令（以下「措置命令」という。）に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。
- 3 措置命令は、措置命令書の謄本を送達して行ふ。

（課徴金納付命令）

第八条 事業者が、第五条の規定に違反する行為（同条第三号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の

政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であること又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であることを示す表示
 - 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であること又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であることを示す表示
- 2 前項に規定する「課徴金対象期間」とは、課徴金対象行為をした期間（課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から六月を経過する日（同日前に、当該事業者が当該課徴金対象行為に係る表示が不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するための措置として内閣府令で定める措置をとつたときは、その日）までの間に当該事業者が当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の取引をしたときは、当該課徴金対象行為をやめてから最後に当該取引をした日までの期間を加えた期間とし、当該期間が三年を超えるときは、当該期間の末日から遡つて三年間とする。）をいう。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示と推定する。
- 4 第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が当該課徴金対象行為に係る課徴金の計算の基礎となるべき事実について第二十五条第一項の規定による報告を求められたにもかかわらずその報告をしないときは、内閣総理大臣は、当該事業者に係る課徴金対象期間のうち当該事実の報告がされず課徴金の計算の基礎となるべき事実を把握することができない期間における第一項に定める売上額を、当該事業者又は当該課徴金対象行為に係る商品若しくは役務を供給する他の事業者若しくは当該商品若しくは役務の供給を受ける他の事業者から入手した資料その他の資料を用いて、内閣府令で定める合理的な方法により推計して、課徴金の納付を命ずることができる。
- 5 事業者が、基準日から遡り十年以内に、課徴金納付命令（当該課徴金納付命令が確定している場合に限る。）を受けたことがあり、かつ、当該課徴金納付命令の日以後において課徴金対象行為をしていた者であるときにおける第一項の規定の適用については、同項中「百分の三」とあるのは、「百分の四・五」とする。
- 6 前項に規定する「基準日」とは、同項に規定する課徴金対象行為に係る事案について、次に掲げる行為が行われた日のうち最も早い日をいう。
- 一 報告徴収等（第二十五条第一項の規定による報告の徴収、帳簿書類その他の物件の提出の命令、立入検査又は質問をいう。第十二条第四項において同じ。）
 - 二 第三項の規定による資料の提出の求め
 - 三 第十五条第一項の規定による通知

（課徴金対象行為に該当する事実の報告による課徴金の額の減額）

第九条 前条第一項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この節において同じ。）の場合において、内閣総理大臣は、当該事業者が課徴金対象行為に該当する事実を内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に報告したときは、同条第一項の規定により計算した課徴金の額に百分の五十を乗じて得た額を当該課徴金の額から減額するものとする。ただし、その報告が、当該課徴金対象行為についての調査があつたことにより当該課徴金対象行為について課徴金納付命令があるべきことを予知してされたものであるときは、この限りでない。

(返金措置の実施による課徴金の額の減額等)

- 第十条** 第十五条第一項の規定による通知を受けた者は、第八条第二項に規定する課徴金対象期間において当該商品又は役務の取引を行つた一般消費者であつて政令で定めるところにより特定されているものからの申出があつた場合に、当該申出をした一般消費者の取引に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額に百分の三を乗じて得た額以上の金銭（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第三条第七項に規定する第三者型発行者が発行する同条第一項第一号の前払式支払手段その他内閣府令で定めるものであつて、金銭と同様に通常使用することができるものとして内閣府令で定める基準に適合するもの（以下この項において「金銭以外の支払手段」という。）を含む。以下この条及び次条第二項において同じ。）を交付する措置（金銭以外の支払手段を交付する措置にあつては、当該金銭以外の支払手段の交付を承諾した者に対し行うものに限る。以下この条及び次条において「返金措置」という。）を実施しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その実施しようとする返金措置（以下この条において「実施予定返金措置」という。）に関する計画（以下この条において「実施予定返金措置計画」という。）を作成し、これを第十五条第一項に規定する弁明書の提出期限までに内閣総理大臣に提出して、その認定を受けることができる。
- 2 実施予定返金措置計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 実施予定返金措置の内容及び実施期間
 - 二 実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知の方法に関する事項
 - 三 実施予定返金措置の実施に必要な資金の額及びその調達方法
 - 3 実施予定返金措置計画には、第一項の認定の申請前に既に実施した返金措置の対象となつた者の氏名又は名称、その者に対して交付した金銭の額及びその計算方法その他の当該申請前に実施した返金措置に関する事項として内閣府令で定めるものを記載することができる。
 - 4 第一項の認定の申請をした者は、当該申請後これに対する処分を受けるまでの間に返金措置を実施したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該返金措置の対象となつた者の氏名又は名称、その者に対して交付した金銭の額及びその計算方法その他の当該返金措置に関する事項として内閣府令で定めるものについて、内閣総理大臣に報告しなければならない。
 - 5 内閣総理大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実施予定返金措置計画が次の各号のいずれにも適合すると認める場合でなければ、その認定をしてはならない。
 - 一 当該実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 二 当該実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者（当該実施予定返金措置計画に第三項に規定する事項が記載されている場合又は前項の規定による報告がされている場合にあつては、当該記載又は報告に係る返金措置が実施された者を含む。）のうち特定の者について不当に差別的でないものであること。
 - 三 当該実施予定返金措置計画に記載されている第二項第一号に規定する実施期間が、当該課徴金対象行為による一般消費者の被害の回復を促進するため相当と認められる期間として内閣府令で定める期間内に終了するものであること。
 - 6 第一項の認定を受けた者（以下この条及び次条において「認定事業者」という。）は、当該認定に係る実施予定返金措置計画を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。
 - 7 第五項の規定は、前項の認定について準用する。
 - 8 内閣総理大臣は、認定事業者による返金措置が第一項の認定を受けた実施予定返金措置計画（第六項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二項において「認定実施予定返金措置計画」という。）に適合して実施されていないと認めるときは、第一項の認定（第六項の規定による変更の認定を含む。次項及び第十項ただし書において単に「認定」という。）を取り消さなければならない。
 - 9 内閣総理大臣は、認定をしたとき又は前項の規定により認定を取り消したときは、速やかに、これらの処分の対象者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。
 - 10 内閣総理大臣は、第一項の認定をしたときは、第八条第一項の規定にかかわらず、次条第

一項に規定する報告の期限までの間は、認定事業者に対し、課徴金の納付を命ずることができない。ただし、第八項の規定により認定を取り消した場合には、この限りでない。

第十一条 認定事業者（前条第八項の規定により同条第一項の認定（同条第六項の規定による変更の認定を含む。）を取り消されたものを除く。第三項において同じ。）は、同条第一項の認定後に実施された認定実施予定返金措置計画に係る返金措置の結果について、当該認定実施予定返金措置計画に記載されている同条第二項第一号に規定する実施期間の経過後一週間以内に、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、第八条第一項の場合において、前項の規定による報告に基づき、前条第一項の認定後に実施された返金措置が認定実施予定返金措置計画に適合して実施されたと認めるときは、当該返金措置（当該認定実施予定返金措置計画に同条第三項に規定する事項が記載されている場合又は同条第四項の規定による報告がされている場合にあつては、当該記載又は報告に係る返金措置を含む。）において交付された金銭の額として内閣府令で定めるところにより計算した額を第八条第一項若しくは第四項又は第九条の規定により計算した課徴金の額から減額するものとする。この場合において、当該内閣府令で定めるところにより計算した額を当該課徴金の額から減額した額が零を下回るときは、当該額は、零とする。

3 内閣総理大臣は、前項の規定により計算した課徴金の額が一万円未満となつたときは、第八条第一項の規定にかかわらず、認定事業者に対し、課徴金の納付を命じないものとする。この場合において、内閣総理大臣は、速やかに、当該認定事業者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。

（課徴金の納付義務等）

第十二条 課徴金納付命令を受けた者は、第八条第一項若しくは第四項、第九条又は前条第二項の規定により計算した課徴金を納付しなければならない。

2 第八条第一項若しくは第四項、第九条又は前条第二項の規定により計算した課徴金の額に一万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

3～6 （略）

7 課徴金対象行為をやめた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該課徴金対象行為に係る課徴金の納付を命ずることができない。

（報告の徴収及び立入検査等）

第二十五条 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 （略）

（権限の委任等）

第三十八条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3 （略）

4 公正取引委員会、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官は、前二項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

5～11 （略）

○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）

（平成二十一年政令第二百十八号）

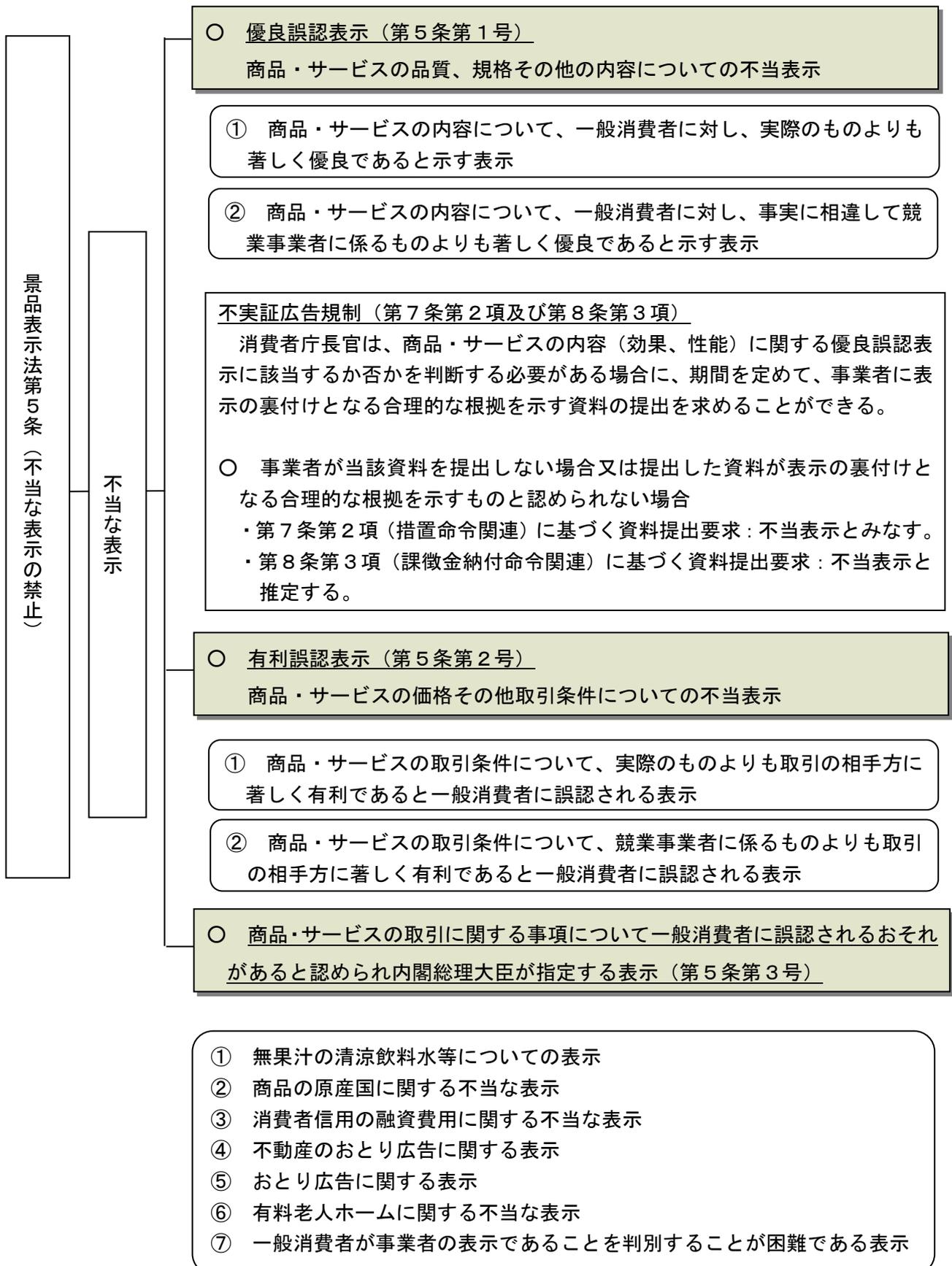
（消費者庁長官に委任されない権限）

第十四条 法第三十八条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第二十二条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

（公正取引委員会への権限の委任）

第十五条 法第三十八条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第二十五条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

景品表示法による表示規制の概要



課徴金制度の概要

目的 不当な表示による顧客の誘引を防止するため、不当な表示を行った事業者に対する課徴金制度を導入する。また、被害回復を促進する観点から返金による課徴金額の減額等の措置を講ずる。

課徴金納付命令 (第8条)

・ **対象行為**：優良誤認表示行為、有利誤認表示行為を対象とする。

不実証広告規制に係る表示について、一定の期間内に当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出がない場合には、当該表示を優良誤認表示と推定して課徴金を賦課する。

・ **課徴金額の算定**：対象商品・役務の売上額に3%を乗じる*。

*基準日（報告の徴収などが行われた日のうち最も早い日）から遡り10年以内に課徴金納付命令を受けたことがあり、かつ、当該課徴金納付命令の日以後において課徴金対象行為をしていた場合は、4.5%を乗じる。

・ **対象期間**：3年間を上限とする。

・ **主観的要素**：違反事業者が不当な表示であることを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないと認められるときは、課徴金を賦課しない。

・ **規模基準**：課徴金額が150万円未満となる場合は、課徴金を賦課しない。

課徴金対象行為が該当事実の報告による課徴金額の減額 (第9条)

課徴金対象行為に該当する事実を報告した事業者に対し、課徴金額の2分の1を減額する。

除外期間 (第12条第7項)

違反行為をやめた日から5年を経過したときは、課徴金を賦課しない。

返金措置の実施による課徴金額の減額 (第10条・第11条)

事業者が所定の手続に沿って返金措置を実施した場合は、課徴金を命じない又は減額する。

※返金措置＝対象商品・役務の取引をしたことが特定される一般消費者からの申出があつた場合に、当該申出をした一般消費者の購入額に3%を乗じた額以上の金銭（金銭以外の支払手段を含む。）を交付する措置。

1: 実施予定返金措置計画の作成・認定

返金措置を実施しようとする事業者は、実施予定返金措置計画を作成し、消費者庁長官の認定を受ける。

2: 返金措置の実施

事業者は、実施予定返金措置計画に沿って返金措置を実施する。

3: 報告期限までに報告

返金措置における金銭交付相当額が課徴金額未満の場合

返金措置における金銭交付相当額が課徴金額以上の場合

課徴金額の減額

課徴金の納付を命じない

賦課手続 (第13条)

違反事業者に対する手続保障として、弁明の機会を付与する。

※別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第90号
令和7年1月30日

株式会社東亜産業
代表取締役 深井 昭匡 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第8条第1項の規定に基づく課徴金納付命令

貴社は、貴社が供給する「ウイルスシャットアウト」と称する商品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、次のとおり課徴金の納付を命令する。

主 文

株式会社東亜産業（以下「東亜産業」という。）は、課徴金として金1651万円を令和7年9月1日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

1 課徴金対象行為

別紙記載の事実によれば、東亜産業が自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第8条第3項の規定により、景品表示法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示と推定されるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

2 課徴金の計算の基礎

- (1)ア 景品表示法第8条第1項に規定する課徴金対象行為に係る商品は、本件商品である。
- イ(7) 東亜産業が前記1の課徴金対象行為をした期間は、令和2年2月26日及び同月27日である。
- (イ) 本件商品について、東亜産業が前記1の課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から6月を経過する令和2年8月27日までの間に最後に取引をした日は、同

年3月10日である。

(ウ) 前記(ア)及び(イ)によれば、前記1の課徴金対象行為に係る課徴金対象期間は、令和2年2月26日から同年3月10日までの間である。

ウ 前記イ(ウ)の課徴金対象期間に取引をした本件商品に係る東亜産業の売上額は、不当景品類及び不当表示防止法施行令(平成21年政令第218号)第1条の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、5億5058万7562円である。

エ 東亜産業は、本件商品について、表示の裏付けとする根拠資料が客観的に実証された内容のものであること及び表示された効果や性能と根拠資料により実証された内容が適切に対応していることを十分に確認することなく、前記1の課徴金対象行為をしていたことから、当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が景品表示法第8条第1項第1号に該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないとは認められない。

(2) 前記(1)の事実によれば、東亜産業が国庫に納付しなければならない課徴金の額は、景品表示法第8条第1項の規定により、前記(1)ウの本件商品の売上額に100分の3を乗じて得た額から、景品表示法第12条第2項の規定により、1万円未満の端数を切り捨てて算出した1651万円である。

よって、東亜産業に対し、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

<法律に基づく教示>

1 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日
の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

2 行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国(代表者法務大臣)を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、

この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

- (注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

消費者庁長官が認定した事実は、次のとおりである。

- 1 株式会社東亜産業（以下「東亜産業」という。）は、東京都千代田区外神田二丁目5番12号に本店を置き、生活雑貨、化粧品等の製造販売業、通信販売業等を営む事業者である。
- 2 東亜産業は、「ウイルスシャットアウト」と称する商品（以下「本件商品」という。）を自ら又は小売業者を通じて、一般消費者に販売している。
- 3 東亜産業は、本件商品に係る自社ウェブサイト及び「楽天市場」と称するウェブサイト開設した自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
- 4(1) 東亜産業は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり
 - ア 令和2年2月26日に、自社ウェブサイトにおいて、本件商品及びその周囲に浮遊するウイルスや菌のイメージの画像並びに本件商品の容器包装の画像と共に、「緊急ウイルス対策!!」、「流行性ウイルスからあなたを守ります!」、「二酸化塩素配合の除去・除菌成分が周囲に浮遊するウイルスや菌を除去します。」、「この時期・この季節に必携! ウイルスの気になる場所でご使用ください。」、「首にかけるだけで空間のウイルスを除去!」等と、別表1「表示内容」欄記載のとおり表示することにより
 - イ 令和2年2月27日に、「楽天市場」と称するウェブサイト開設した自社ウェブサイトにおいて、本件商品から成分が出ているイメージ画像及び本件商品を首にかけた人物の写真と共に、「ウイルス対策 塩素成分で空間の除菌」、「この時期・この季節に必携」及び「幅広く・様々な環境に最適! 学校 オフィス 病院 電車」等と、別表2「表示内容」欄記載のとおり表示することによりあたかも、本件商品を身につければ、身の回りの空間におけるウイルスや菌を除去又は除菌する効果が得られるかのように示す表示をしていた。
- (2) 消費者庁長官は、前記(1)の表示について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律134号）第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第8条第3項の規定に基づき、東亜産業に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、東亜産業は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。
- (3) 東亜産業は、前記(1)アの表示について、令和2年2月26日に、自社ウェブサイトにおいて、「※使用環境によって効果が異なります。」と表示していたが、当該表示は、一般消費者が前記(1)アの表示から受ける本件商品の効果に関する認識を打ち消すものではない。

表示内容

- 本件商品及びその周囲に浮遊するウイルスや菌のイメージ画像並びに本件商品の容器包装の画像と共に、「緊急ウイルス対策！！」、「流行性ウイルスからあなたを守ります!」、「VIRUS SHUT OUT ウイルスシャットアウト」、「亜塩素酸ナトリウム配合」、「二酸化塩素配合の除去・除菌成分が周囲に浮遊するウイルスや菌を除去します。」、「この時期・この季節に必携！ウイルスの気になる場所でご使用ください。」、「ウイルス除去・除菌」、「首にかけるだけで空間のウイルスを除去!」、「ご使用方法 『ウイルスシャットアウト』 本体を取り出し、付属のネックストラップにつけて首から下げてご使用ください。※開封後はすぐにご使用ください。」及び「<有効期限> 開封後約30日 ※使用環境によって効果が異なります。」

(別添写し1)

表示内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「ウイルス対策に」、「電車・オフィス・学校・病院・介護施設など、身の回りのウイルスや菌の除去。」、「ウイルス除去・除菌」、「VIRUS SHUT OUT ウイルスシャットアウト」、「亜塩素酸ナトリウム配合」、「首にかけるだけの除菌ブロッカー」、「塩素成分で空間の除菌!」、「この時期・この季節に必携! ウイルスの気になる場所でご使用ください。」、「<有効期限> 開封後約30日(※)」並びに「開封した時から二酸化塩素配合の除去・除菌成分が周囲に浮遊するウイルスや菌を除去します。」と記載された本件商品の容器包装の画像及び本件商品の画像と共に、「亜塩素酸ナトリウム配合」、「首にかけるだけで空間のウイルス除去・除菌」、「半径1mの空間の除菌」、「高い殺菌力と広い抗菌スペクトル」、「首にかけるだけの除菌ブロッカー」及び「ウイルスシャットアウト」 ・ 本件商品から成分が出ているイメージ画像及び本件商品を首にかけた人物の写真と共に、「ウイルス対策 塩素成分で空間の除菌」、「この時期・この季節に必携」及び「幅広く・様々な環境に最適! 学校 オフィス 病院 電車」 ・ 「亜塩素酸ナトリウム」、「亜塩素酸ナトリウムは高い殺菌力と広い殺菌スペクトルを持つ消毒剤である。ウイルスの構成タンパクを酸化して不活性化することで周囲に浮遊するウイルスや菌を除去します。」及び「ウイルス細菌>>塩素成分でウイルスを酸化する>>ウイルス不活化」 ・ 「ウイルス予防」及び「空間除菌」との記載と共に、本件商品を身につけた人物へのウイルスの感染を予防するイメージ画像 ・ 「空気の中には、目には見えないウイルスや菌が空間に浮遊していたり、物にくっいたりしています。いつの間にか呼吸と共に吸い込んでしまうこともあるマスクだけじゃ不安では... ウイルスシャットアウトがあれば心強い! 首にかけるだけの除菌ブロッカー」との記載と共に、本件商品及びその周囲に浮遊するウイルスや菌のイメージの画像 ・ 本件商品から成分が出ているイメージの画像及び本件商品の容器包装の画像と共に、「強力除菌」、「ウイルス対策」、「除菌効果30日間持続」、「VIRUS SHUT OUT ウイルスシャットアウト」、「●有効範囲の目安として、装着周囲約1m」、「●首下げ装着や掛置きができる『専用ネクストラップ』付属」及び「●電車・オフィス・学校・病院など様々な環境に最適」 ・ 本件商品の容器包装の画像及び本件商品の画像と共に、「ウイルスシャットアウト」、「☑小さくて軽く、持ち運びやすい」、「☑首にかけるだけで簡単に除菌できる」及び「☑開封後約30日有効、除菌効果が長時間持続する」

(別添写し2)